

# 個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

平成 29 年 3 月 21 日  
日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

本協会では、認定個人情報保護団体として「個人情報の保護に関する指針」（以下、「保護指針」という。）を作成しており、協会員は、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び保護指針等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、情報管理態勢の構築が求められているところである。

今般、改正個人情報保護法等並びに個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン<sup>1</sup>及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が全面施行されることを受け、「協会員の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」において、保護指針及び「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」（以下、「解説」という。）の改正案を検討してきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、保護指針及び解説の一部改正を行うこととする。

## II. 改正の骨子

### 1. 「個人情報の保護に関する指針」及び「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正について

#### (1) 目的

個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、当該法令等を遵守し、個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めることを目的とする。

(保護指針第 1 条及び解説)

#### (2) 定義

個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、個人識別符号、要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報及び匿名加工情報を新たに定義する。

(保護指針第 2 条及び解説)

#### (3) 機微（センシティブ）情報の取扱い

機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者へ提供する場合の取扱い、及び第三者提供時にオ

<sup>1</sup> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（匿名加工情報編）をいう。

プアウトの規定を適用しない旨を明確化する。

(保護指針第7条第3、4項、第14条第2項及び解説)

(4) 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に個人データを提供する場合、原則としてあらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない旨を明確化する。

(保護指針第14条の2及び解説)

(5) 第三者提供に係る記録の作成等

協会員が第三者に個人データを提供した場合、原則として個人データを提供した日及び第三者の氏名または名称等、当該第三者提供に係る記録を作成しなければならない旨を明確化する。

(保護指針第14条の3、5及び解説)

(6) 第三者提供を受ける際の確認等

第三者から個人データの提供を受ける場合、原則として第三者の氏名及び住所並びに取得の経緯等の確認を行い、記録を作成しなければならない旨を明確化する。

(保護指針第14条の4、5及び解説)

(7) 個人情報等の漏えい事案等への対応

協会員は、個人情報等の漏えい事案等又は匿名加工情報の加工方法等の情報の漏えい事案等が発生した場合、当局及び本協会に直ちに報告することとする。

(保護指針第23条)

(8) その他

その他、個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

個人情報保護法の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、改正個人情報保護法等及び各ガイドライン等の全面施行日（平成29年5月30日施行予定）から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 個人情報監理室 (TEL 03-3667-8470)

以 上

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 29 年 3 月 21 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、<u>個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）</u>を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、<u>個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</u></p> <p>2 協会は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、<u>個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 21 年金融庁告示第 63 号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 協会は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、<u>保護法、施行令、個人情報の保護に関する基本方針及び金融分野ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</u></p>

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 ( 現行どおり )</p> <p>1 個人情報</p> <p>生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)、<u>又は個人識別符号が含まれるものをいう。</u></p> <p>「個人に関する情報」とは、氏名、<u>住所</u>、性別、生年月日、<u>顔画像等個人を識別する情報</u>に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、<u>事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。</u>これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。</p> <p>なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。</p> <p>さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。</p> <p>1の2 <u>個人識別符号</u></p> <p><u>当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして施行令第1条に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。</u></p> <p>2 個人情報データベース等</p> <p>個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。<u>ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。</u></p> <p>イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>3～5 ( 現行どおり )</p> <p>6 <u>要配慮個人情報</u></p> <p><u>不当な差別や偏見その他の不利益が生じない</u></p>	<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 ( 省 略 )</p> <p>1 個人情報</p> <p>生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。</p> <p>「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、<u>住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報</u>に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する<u>判断や評価</u>を表すすべての情報を<u>指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。</u>これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。</p> <p>なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。</p> <p>さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>2 個人情報データベース等</p> <p>個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>3～5 ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p>ように特に配慮を要するものとして、特定の記述等が含まれる個人情報という。</p> <p>7 機微（センシティブ）情報</p> <p><u>金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、保護法第 76 条第 1 項各号若しくは施行規則第 6 条各号に掲げるものにより公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）</u>のことをいう。</p> <p>8 匿名加工情報</p> <p><u>個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの</u>をいう。</p> <p>（利用目的の特定）</p> <p>第 3 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 協会員は、利用目的を変更する場合には、<u>保護法第 15 条第 2 項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。</u></p> <p>4 協会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示するよう努めなければならない。</p> <p>（与信事業の利用目的）</p> <p>第 4 条 協会員は、信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付（会員が行う保護預り有価証券の担保貸付に限る。次項において同じ。）等の<u>与信事業</u>を行うに際して、<u>本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報</u>を取得する場合には、利用目的について本人の同意を得ることと</p>	<p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（利用目的の特定）</p> <p>第 3 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 協会員は、利用目的を変更する場合には、<u>変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。</u></p> <p><u>なお、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 協会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示するよう努めなければならない。</p> <p>（与信事業の利用目的）</p> <p>第 4 条 協会員は、信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付（会員が行う保護預り有価証券の担保貸付に限る。次項において同じ。）を行うに際して個人情報を取得する場合には、<u>利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努め</u></p>

新	旧
<p>し、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。</p> <p>2 協会員は、<u>前項の場合</u>、取引上の優越的な地位を不当に利用し、<u>与信</u>の条件として、<u>与信事業の業務</u>において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。</p> <p>(「同意」の形式)</p> <p>第 5 条 協会員は、次条、<u>第14条及び第14条の2</u>に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（<u>電磁的記録を含む</u>。以下同じ。）によることとする。</p> <p>なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること（<u>電子メールの送信や電話をかけること等</u>）は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。</p> <p>2 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p><u>また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。</u></p>	<p>なければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。</p> <p>2 協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、<u>信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付</u>の条件として、<u>これら業務</u>において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。</p> <p>(「同意」の形式)</p> <p>第 5 条 協会員は、次条及び第 14 条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（<u>電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む</u>。以下同じ。）によることとする。</p> <p>なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。</p> <p>2 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p><u>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。</u></p>

新	旧
<p>3 ( 現行どおり ) 1～4 ( 現行どおり )</p> <p>(機微(センシティブ)情報の取扱いについて)</p> <p>第 7 条 協会員は、<u>機微(センシティブ)情報</u>については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p> <p>1～8 ( 現行どおり )</p> <p>2 協会員は、機微(センシティブ)情報を、<u>前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</u></p> <p>3 <u>協会員は、機微(センシティブ)情報を、本条第 1 項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならない。</u></p> <p>4 <u>協会員は、機微(センシティブ)情報を第三者に提供するに当たっては、保護法第 23 条第 2 項(オプトアウト)の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、<u>自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホームページ等での公表、本店その他の営業所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。</u></p> <p>2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなけれ</p>	<p>3 ( 省 略 ) 1～4 ( 省 略 )</p> <p>(機微(センシティブ)情報について)</p> <p>第 7 条 協会員は、<u>政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)</u>については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p> <p>1～8 ( 省 略 )</p> <p>2 協会員は、機微(センシティブ)情報を前項に掲げる場合に取得し、<u>利用し、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、<u>販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</u></p> <p>2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなけれ</p>

新	旧
<p>ばならない。ただし、<u>人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>3・4 ( 現行どおり )</p> <p>(データ内容の正確性の確保等)</p> <p>第 10 条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、<u>個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續きの整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</u></p> <p><u>なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。</u></p> <p><u>また、協会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。</u></p> <p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の<u>規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う</u></p>	<p>ばならない。ただし、<u>人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>3・4 ( 省 略 )</p> <p>(データ内容の正確性の確保)</p> <p>第 10 条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。<u>このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</u></p> <p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記</p>

新	旧
<p>個人のデータの性質及び量を含む) 並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>1～3 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1 組織的安全管理措置</p> <p>イ 個人データの管理責任者等(個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者、個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者) の設置</p> <p>ロ～へ ( 現行どおり )</p> <p>2～3 ( 現行どおり )</p>	<p>録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>1～3 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1 組織的安全管理措置</p> <p>イ 個人データの管理責任者等の設置</p> <p>ロ～へ ( 省 略 )</p> <p>2～3 ( 省 略 )</p>
<p>(第三者提供の制限)</p> <p><b>第 14 条</b> 協会員は、<u>個人データの第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第14条の2から第14条の5を除き、以下同じ。)</u>への提供にあたり、<u>あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)</u>等に応じ、<u>本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</u></p> <p><u>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。</u></p> <p>1 法令に基づく場合</p> <p>2 人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。) <u>といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これの保護のために必要がある場合であ</u></p>	<p>(第三者提供の制限)</p> <p><b>第 14 条</b> 協会員は、<u>次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)</u>に提供してはならない。</p> <p>1 法令に基づく場合</p> <p>2 人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>

新	旧
<p>って、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>3・4 ( 現行どおり )</p> <p>2 協会員は、第三者に提供される個人データ(機微(センシティブ)情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>また、協会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>なお、機微(センシティブ)情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。</p>	<p>3・4 ( 省 略 )</p> <p>2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>
<p>1～4 ( 現行どおり )</p> <p>5 本人の求めを受け付ける方法</p> <p>3 協会員は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</p> <p>なお、協会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。</p>	<p>1～4 ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p>3 協会員は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。</p>
<p>4 ( 現行どおり )</p> <p>1 協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合(事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用する場合に限る。)</p> <p>3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責</p>	<p>4 ( 省 略 )</p> <p>1 協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合</p> <p>2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>3 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する</p>

新	旧
<p>任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>5 協会員が前項第3号の規定により行う通知については、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p> <p>6 ( 現行どおり )</p>	<p>者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>5 協会員が前項第3号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p> <p>6 ( 省 略 )</p>
<p><u>(外国にある第三者への提供の制限)</u></p> <p><u>第14条の2</u> 協会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は適用しない。</p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(第三者提供に係る記録の作成等)</u></p> <p><u>第14条の3</u> 協会員は、第三者（保護法第2条第5項各号に掲げる者を除く。本条から第14条の5まで同じ。）に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成</p>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>を要しないものとする。</u></p> <p><u>また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第23条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 法令に基づく場合</u></li> <li><u>2 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></li> <li><u>3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></li> <li><u>4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></li> <li><u>5 協会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</u></li> <li><u>6 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</u></li> <li><u>7 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</u></li> </ol>	
<p><u>（第三者提供を受ける際の確認等）</u></p> <p><u>第14条の4 協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあってはその代表者又は管理人の氏名、当該第三者による当該個人データの取</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。</u></p> <p><u>1 法令に基づく場合</u></p> <p><u>2 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p> <p><u>3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p> <p><u>4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></p> <p><u>5 協会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</u></p> <p><u>6 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</u></p> <p><u>7 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(第三者提供時の記録に係る保存期間)</u></p> <p><u>第 14 条の 5 第14条の 3 及び第14条の 4 に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。</u></p>	
<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第 15 条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置か</p>	<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第 15 条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置か</p>

新	旧
<p>なければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を<u>明らかに</u>しなければならない。</p>	<p>なければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を<u>記載</u>しなければならない。</p>
<p>1 ( 現行どおり )</p>	<p>1 ( 省 略 )</p>
<p>2 <u>全ての</u>保有個人データの利用目的(ただし、第9条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。)</p>	<p>2 <u>すべての</u>保有個人データの利用目的(ただし、第9条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。)</p>
<p>3 次項の<u>規定による求め</u>又は次条第1項、第17条第1項若しくは第18条第1項若しくは第2項の規定による<u>請求</u>に応じる手続(第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p>	<p>3 次項、次条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による<u>求め</u>に応じる手続(第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p>
<p>4・5 ( 現行どおり )</p>	<p>4・5 ( 省 略 )</p>
<p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知<u>しなければならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p>	<p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知<u>するものとする</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p>
<p>1・2 ( 現行どおり )</p>	<p>1・2 ( 省 略 )</p>
<p>3 ( 現行どおり )</p>	<p>3 ( 省 略 )</p>
<p>(開 示)</p>	<p>(開 示)</p>
<p>第16条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(<u>存在しないときにはその旨を知らせることを含む。</u>)の<u>請求を受けたときは</u>、本人に対し、書面の交付による方法(<u>開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法</u>)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>	<p>第16条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を<u>求められたときは</u>、本人に対し、書面の交付による方法又は<u>開示の求めを行った者が同意した方法</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>
<p>1～3 ( 現行どおり )</p>	<p>1～3 ( 省 略 )</p>
<p>2 協会員は、前項の規定による<u>請求に係る</u>保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は<u>当該保有個人データが存在しないときは</u>、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を</p>	<p>2 協会員は、前項の規定に<u>基づき</u>、<u>求められた</u>保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明する<u>よう努めるものとする</u>。</p>

新	旧
<p>示して説明することとする。</p> <p>(訂正等)</p> <p>第 17 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、<u>内容の訂正、追加又は削除</u>（以下「訂正等」という。）<u>の請求を受けた場合は</u>、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、<u>原則として当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</u></p> <p>2 協会員は、前項の<u>請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき</u>、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。</p> <p>(利用停止等)</p> <p>第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第 8 条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）<u>の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは</u>、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止<u>の請求を受けた場</u></p>	<p>(訂正等)</p> <p>第 17 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって<u>当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除</u>（以下「訂正等」という。）<u>を求められた場合には</u>、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の<u>規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき</u>、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明する<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>(利用停止等)</p> <p>第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第 8 条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）<u>を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは</u>、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止<u>が求められた</u></p>

新	旧
<p>合であって、その<u>請求</u>に理由があることが判明したときは、<u>原則として</u>、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>3 協会員は、第1項の規定による<u>請求に係る</u>保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による<u>請求に係る</u>保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>（理由の説明）</p> <p>第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項、第17条第2項及び前条第3項の規定により、本人から求められ、又は<u>請求された措置の全部又は一部</u>について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対し<u>その理由を説明する際には</u>、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</p> <p>（開示等の<u>請求等</u>に応じる手続）</p> <p>第20条 協会員は、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項若しくは第2項の規定による<u>請求</u>（以下「開示等の<u>請求等</u>」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や<u>営業所</u>の窓口等での掲示・備付け等を行う<u>こととする</u>。</p>	<p>場合であって、その<u>求め</u>に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>3 協会員は、第1項の規定に<u>基づき求められた</u>保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定に<u>基づき求められた</u>保有個人データの全部若しくは一部について<u>第三者への</u>提供を停止したとき若しくは<u>第三者への</u>提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>（理由の説明）</p> <p>第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項、第17条第2項及び前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を<u>示し、その理由を説明するよう努めなければならない</u>。</p> <p>（開示等の<u>求め</u>に応じる手続）</p> <p>第20条 協会員は、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項若しくは第2項の規定による<u>求め</u>（以下「開示等の<u>求め</u>」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や<u>事務所</u>の窓口等での掲示・備付けを行う<u>よう努めることとする</u>。</p>

新	旧
<p>1 開示等の<u>請求等</u>の申出先</p> <p>2 開示等の<u>請求等</u>に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の<u>請求等の受付方法</u></p> <p>3 開示等の<u>請求等</u>をする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本条において同じ。）であることの確認方法</p> <p>4 <u>保護法第 33 条第 1 項</u>の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）</p> <p>5 開示等の<u>請求等</u>の対象となる保有個人データの特定に必要な事項</p> <p>6 開示等の<u>請求等</u>に対する回答方法等</p> <p>2 協会員は、代理人が開示等の<u>請求等</u>を行う場合の手続として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の<u>請求等</u>に対して、本人に<u>のみ</u>直接開示等することは妨げない。</p>	<p>1 開示等の<u>求め</u>の申出先</p> <p>2 開示等の<u>求め</u>に際して提出すべき書面の様式 その他の開示等の<u>求めの方式</u></p> <p>3 開示等の<u>求め</u>をする者の本人確認方法</p> <p>4 <u>次条</u>の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）</p> <p>5 開示等の<u>求め</u>の対象となる保有個人データの特定に必要な事項</p> <p>6 開示等の<u>求め</u>に対する回答方法等</p> <p>2 協会員は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）が開示等の<u>求め</u>を行う場合の手続として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の<u>求め</u>に対して、本人に直接開示等することは妨げない。</p>
<p>1・2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 協会員は、前2項の規定に基づき開示等の<u>請求等</u>に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>1・2 （ 省 略 ）</p> <p>3 協会員は、前2項の規定に基づき開示等の<u>求め</u>に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>（手 数 料）</p> <p>第 21 条 協会員は、第15条第 2 項の規定による利用目的の通知を<u>求められたとき</u>又は第16条第 1 項の規定による開示の<u>請求を受けたとき</u>は、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 協会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p>	<p>（手 数 料）</p> <p>第 21 条 協会員は、第15条第 2 項の規定による利用目的の通知又は第16条第 1 項の規定による開示を<u>求められたとき</u>は、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 協会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。<u>この場合において、協会員は、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努めることとする。</u></p>
<p>（協会員による苦情の処理）</p> <p>第 22 条 協会員は、個人情報取扱いに関する苦情の<u>適切かつ迅速な処理に努めなければならない</u>。</p>	<p>（協会員における苦情の処理）</p> <p>第 22 条 協会員は、個人情報取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、<u>合理的期間内に、適切かつ迅速に処理するよう努め</u></p>

新	旧
<p>2 協会員は、<u>苦情受付窓口の設置や苦情処理手順の策定、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修等</u>により、<u>前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>(<u>個人情報等の漏えい事案等への対応</u>)</p> <p>第 23 条 協会員は、<u>個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい事案</u>（以下「<u>個人情報等の漏えい事案等</u>」という。）の事故が発生した場合には、<u>金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報</u>が漏えいした場合には、<u>あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u></p> <p>2 協会員は、<u>個人情報等の漏えい事案等の事故</u>が発生した場合には、<u>二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</u></p> <p>3 協会員は、<u>個人情報等の漏えい事案等の事故</u>が発生した場合には、<u>漏えい事案等の対象となった本人に速やかに当該事案等の事実関係等の通知等</u>を行うこととする。</p> <p>(<u>個人情報保護宣言の策定</u>)</p> <p>第 24 条 協会員は、<u>個人情報に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、協会の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言</u>（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「<u>個人情報保護宣言</u>」という。）を策定し、<u>公表することとする。</u></p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>1・2 ( 現行どおり )</p> <p>3 <u>保護法第27条</u>における開示等の手続等、個人情報</p>	<p><u>ることとする。</u></p> <p>2 協会員は、<u>苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p>(<u>漏えい事案等への対応</u>)</p> <p>第 23 条 協会員は、<u>個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u></p> <p>2 協会員は、<u>個人情報の漏えい事案等の事故</u>が発生した場合には、<u>二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</u></p> <p>3 協会員は、<u>個人情報の漏えい事案等の事故</u>が発生した場合には、<u>漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知</u>を行うこととする。</p> <p>(<u>個人情報保護宣言の策定</u>)</p> <p>第 24 条 協会員は、<u>個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言</u>（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「<u>個人情報保護宣言</u>」という。）を策定し、<u>公表するものとする。</u></p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>1・2 ( 省 略 )</p> <p>3 <u>保護法24条</u>における開示等の手続等、個人情報</p>

新	旧
<p>報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>(本協会への報告等)</p> <p>第 25 条 本協会は、<u>協会員に対し、当該協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。</u></p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 <u>協会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成29年 5 月30日から施行する。</p>	<p>保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>(本協会への報告)</p> <p>第 25 条 本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>

「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正について

平成 29 年 3 月 21 日

(下線部分変更)

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、<u>個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）</u>、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、</p>	<p>(1) この指針は、<u>保護法第53条の規定に基づき作成した指針であり</u>、協会の証券業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会の証券業務等の実情に即して定めるものである。</p> <p>(2)・(3) ( 現行どおり )</p> <p>(4) <u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項）</u>も個人情報となるが、個人番号及び特定個人情報（<u>番号法第 2 条第 8 項</u>）の取扱いについては、<u>番号法及び関係政省令並びに関連ガイドライン</u>において、別途定めがある場合があるので留意を要する。</p> <p>(5) 協会は、協会の証券業務等以外の業務における個人情報の取扱い</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（<u>閣議決定</u>）及び<u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 21 年金融庁告示第 63 号。以下「金融分野ガイドライン」という。）</u>等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるもの</p>	<p>(1) この指針は、協会の証券業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会の証券業務等の実情に即して定めるものである。</p> <p>(2)・(3) ( 省 略 )</p> <p>(4) 個人番号も個人情報となるが、個人番号及び特定個人情報（<u>個人番号をその内容に含む個人情報</u>）の取扱いについては、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）</u>及び関係政省令並びに関連ガイドラインにおいて、別途定めがある場合があるので留意を要する。</p> <p>(5) 協会は、協会の証券業務等以外の業務における個人情報の取扱い</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 協会は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令</p>	<p>については、各認定個人情報保護団体等が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。</p> <p>(6) <u>協会は、金融分野GLにおいて、以下のように記載されていることに留意が必要である。</u></p> <p>① <u>「～なければならない」と記載されている規定に従わない場合には、法の規定違反と判断され得る。</u></p> <p>② <u>「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定に従わない場合には、直ちに法の規定違反と判断されることはないが、金融分野における個人情報の性質及び利用に鑑み、協会には厳格な措置が求められている。</u></p> <p>(7) <u>この解説において、個人情報に関連するガイドラインの略称は以下による。</u></p> <p>① <u>通則GL</u>  <u>個人情報の保護に関する法律に</u></p>	<p>である。</p> <p>については、各認定個人情報保護団体等が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>2 協会は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、<u>保護法、施行令、個人情報の保護に関する基本方</u></p>	<p>については、各認定個人情報保護団体等が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。</p> <p>（ 新 設 ）</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>及びガイドライン等</u>に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p>	<p><u>についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)</u></p> <p>② <u>外国GL</u>  <u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)</u></p> <p>③ <u>確認記録GL</u>  <u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)</u></p> <p>④ <u>匿名加工GL</u>  <u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)</u></p> <p>⑤ <u>金融分野GL</u>  <u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成21年金融庁告示第63号)</u></p> <p>⑥ <u>番号法金融GL</u>  <u>特定個人情報の適正な取扱いに</u></p>	<p><u>針及び金融分野ガイドライン</u>のほか、<u>関係法令等</u>に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p>	

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>関するガイドライン（事業者編）の（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン</u></p> <p>（参照条文等：保護法第1条、第60条、金融分野GL第1条、番号法第4条）</p>		<p>（参照条文：保護法1条、金融分野ガイドライン1条、番号法26条）</p>
<p>（定 義）</p> <p>第2条 （現行どおり）</p> <p>1 個人情報</p> <p>生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるものをいう。</p> <p>「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す</p>	<p><u>この指針における用語定義は、保護法第2条各項、通則GL2及び金融分野GL第5条第1項の規定に基づくものである。</u></p> <p>1. 個人情報（第1号）</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>イ～ヘ （現行どおり）</p> <p>（削 る）</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>イ～ハ （現行どおり）</p>	<p>（定 義）</p> <p>第2条 （省 略）</p> <p>1 個人情報</p> <p>生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。</p> <p>「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等</p>	<p>（新 設）</p> <p>1. 個人情報（第1号）</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>① （省 略）</p> <p>イ～ヘ （省 略）</p> <p>ト 個人番号</p> <p>※ 死者に関する情報は個人情報に含まれないが、個人番号については死者に関するものであつても安全管理措置の対象となることに留意を要する。</p> <p>（参照条文：番号法12条）</p> <p>② （省 略）</p> <p>イ～ハ （省 略）</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>すべての情報であり、<u>評価情報</u>、<u>公刊物等</u>によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、<u>暗号化等</u>によって<u>秘匿化されているかどうかを問わない</u>。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。</p> <p>なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。</p> <p>さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。</p> <p><u>1の2 個人識別符号</u> 当該情報単体から特定の個人を</p>	<p>(参照条文等：番号法第15条) (2)・(3) ( 現行どおり ) (参照条文等：<u>保護法第2条、通則GL2-1</u>)</p> <p><u>1の2. 個人識別符号</u> 個人識別符号とは、当該情報単体か</p>	<p>によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。</p> <p>なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。</p> <p>さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>(参照条文：番号法15条) (2)・(3) ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>識別できるものとして施行令第1条に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。</u></p>	<p><u>ら特定の個人を識別できるものとして施行令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。</u></p> <p><u>個人識別符号に該当するものの具体例は以下である。</u></p> <p>(1) <u>例えば次の例示のように身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち特定の個人を識別するに足りるもの。</u></p> <p>① <u>虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</u></p> <p>② <u>発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質</u></p> <p>③ <u>歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</u></p> <p>④ <u>手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</u></p> <p>⑤ <u>指紋又は掌紋</u></p> <p>(2) <u>旅券の番号</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
2 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。た	<p>(3) <u>基礎年金番号</u></p> <p>(4) <u>免許証の番号</u></p> <p>(5) <u>住民票コード</u></p> <p>(6) <u>個人番号</u></p> <p>※ <u>死者に関する情報は個人情報に含まれないが、個人番号については死者に関するものであっても安全管理措置の対象となることに留意を要する。</u> <u>(参照条文等：番号法第12条)</u></p> <p>(7) <u>健康保険等の被保険者証上に記載された本人を特定できる番号等</u></p> <p>※ <u>民間の付番による番号等については、個人識別符号とならない。</u></p> <p>※ <u>個人識別符号に該当しないものの、個人情報に該当するものもあることに留意する。</u> <u>(参照条文等：保護法第2条、施行令第1条、施行規則第2条～第4条、通則GL2-2)</u></p>	2 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。	2. 個人情報データベース等 (第2号) (1) ( 省 略 ) (2) 「個人情報データベース等」に該

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>だし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。</u></p> <p>イ・ロ ( 現行どおり )</p>	<p>当しない例</p> <p><u>市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム、アンケート結果等であって、編集・加工・分類整理が行われていないもの。</u></p> <p>(3) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：番号法第2条、<u>番号法金融GL1-(1)、通則GL2-4)</u></p>	<p>イ・ロ ( 省 略 )</p>	<p>当しない例</p> <p><u>アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合</u></p> <p>(3) ( 省 略 )</p> <p>(参照条文：番号法2条、<u>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン (以下、「番号法金融ガイドライン」という) 1-(1)</u>)</p>
<p>3 個人データ</p> <p>( 現行どおり )</p>	<p>3. 個人データ (第3号)</p> <p>(1)・(2) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第2条、<u>通則GL2-6)</u></p>	<p>3 個人データ</p> <p>( 省 略 )</p>	<p>3. 個人データ (第3号)</p> <p>(1)・(2) ( 省 略 )</p>
<p>4 保有個人データ</p> <p>( 現行どおり )</p>	<p>4. 保有個人データ (第4号)</p> <p>(1)・(2) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第2条、<u>通則GL2-7)</u></p>	<p>4 保有個人データ</p> <p>( 省 略 )</p>	<p>4. 保有個人データ (第4号)</p> <p>(1)・(2) ( 省 略 )</p>
<p>イ・ロ ( 現行どおり )</p>	<p>(3) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第2条、<u>通則GL2-7)</u></p>	<p>イ・ロ ( 省 略 )</p>	<p>(3) ( 省 略 )</p>
<p>ハ ( 現行どおり )</p>	<p>(4) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第2条、<u>通則GL2-7)</u></p>	<p>ハ ( 省 略 )</p>	<p>(4) ( 省 略 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
ニ ( 現行どおり )	<u>GL2-7)</u> (5) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第2条、施行令第4条、第5条、通則GL2-7)	ニ ( 省 略 )	(5) ( 省 略 )
ホ ( 現行どおり )	(参照条文等：保護法第2条、通則GL2-7)	ホ ( 省 略 )	(参照条文：保護法2条、施行令3条、4条、 <u>金融分野ガイドライン2条</u> )
5 ( 現行どおり )		5 ( 省 略 )	
6 要配慮個人情報	6. 要配慮個人情報	( 新 設 )	( 新 設 )
<u>不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要するものとして、特定の記述等が含まれる個人情報をいう。</u>	<u>要配慮個人情報に該当するものの具体例</u> (1) <u>人種</u> (2) <u>信条</u> (3) <u>社会的身分</u> (4) <u>病歴</u> (5) <u>犯罪の経歴</u> (6) <u>犯罪により害を被った事実</u> (7) <u>身体障害、知的障害、精神障害</u> <u>(発達障害を含む。)</u> <u>その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること</u> (8) <u>本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の</u>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>7 機微（センシティブ）情報 金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、</p>	<p>結果</p> <p>(9) <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと</u></p> <p>(10) <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと</u></p> <p>(11) <u>本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと</u></p> <p><u>なお、要配慮個人情報の機微（センシティブ）情報への該当性にも留意する。</u></p> <p><u>（参照条文等：保護法第2条、通則GL2-3）</u></p> <p>7. <u>機微（センシティブ）情報</u> <u>本人、国の機関、地方公共団体、保護法第76条第1項各号若しくは施行</u></p>	<p>( 新 設 )</p>	<p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、保護法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げるものにより公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。</u></p> <p>8. <u>匿名加工情報</u></p> <p><u>個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。</u></p>	<p><u>規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微（センシティブ）情報には含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>（参照条文等：金融分野 GL 第5条）</u></p> <p>8. <u>匿名加工情報</u></p> <p><u>以下に掲げるものが匿名加工情報に該当すると考えられる。</u></p> <p>(1) 「<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>」である個人情報の場合には、<u>特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除したもの</u></p>	<p>( 新 設 )</p>	<p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>(2) 「<u>個人識別符号が含まれる</u>」個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除したもの</p> <p>※ 「<u>特定の個人を識別することができる</u>」とは、<u>情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものをいう。</u></p> <p>(3) <u>匿名加工情報を作成する場合は、保護法及び匿名加工 GL に従った対応が必要となる。</u>なお、「<u>匿名加工情報を作成する</u>」とは、<u>匿名加工情報として取り扱うために作成することをいう。</u>例えば、<u>安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置換え）したうえで、引き続き個人情</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>報として取り扱う場合（加工元の個人情報を復元する場合を含む）、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。</u></p> <p><u>（参照条文等：保護法第2条、通則GL2-8、匿名加工GL2-1）</u></p>		
<p>（利用目的の特定）</p> <p>第3条（現行どおり）</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 協会員は、利用目的を変更する場合には、<u>保護法第15条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。</u></p> <p>4（現行どおり）</p>	<p><u>利用目的の特定に当たり、あらかじめ第三者に個人情報を提供することを想定している場合には、その旨が明確に分かるよう特定する必要がある。</u></p> <p>【会員における利用目的の特定】</p> <p>以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 利用目的（必須事項）</p> <p>利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。また、個人番号の利用目的について合わせて記載することが考えられる。その場合、当該利用目的は、その他の個人</p>	<p>（利用目的の特定）</p> <p>第3条（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 協会員は、利用目的を変更する場合には、<u>変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。</u></p> <p><u>なお、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならぬ。</u></p> <p>4（省 略）</p>	<p>【会員における利用目的の特定】</p> <p>以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1)（省 略）</p> <p>(2) 利用目的（必須事項）</p> <p>利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。また、個人番号の利用目的について合わせて記載することが考えられる。その場合、当該利用目的は、その他の個人</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>情報の利用目的とは独立したものであることが、顧客に明確に理解されるよう留意する。</p> <p>①～⑧ ( 現行どおり )</p> <p>⑨ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>⑩ ( 現行どおり )</p> <p><b>【特別会員における利用目的の特定】</b> 以下の例を参考に、特別会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(2) 利用目的 ( 必須事項 ) 利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。</p> <p>①～⑤ ( 現行どおり )</p> <p>⑥ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p>		<p>情報の利用目的とは独立したものであることが、顧客に明確に理解されるよう留意する。</p> <p>①～⑧ ( 省 略 )</p> <p>⑨ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>⑩ ( 省 略 )</p> <p><b>【特別会員における利用目的の特定】</b> 以下の例を参考に、特別会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) ( 省 略 )</p> <p>(2) 利用目的 ( 必須事項 ) 利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。</p> <p>①～⑤ ( 省 略 )</p> <p>⑥ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>⑦～⑪ ( 現行どおり )</p> <p>【利用目的変更の範囲】 ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第15条、金融分野GL第2条、番号法金融GL 1-(1)、<u>通則GL3-1-1</u>)</p>		<p>⑦～⑪ ( 省 略 )</p> <p>【利用目的変更の範囲】 ( 省 略 )</p> <p>(参照条文：保護法15条、金融分野<u>ガイドライン3条</u>、番号法金融<u>ガイドライン1-(1)</u>)</p>
<p>(与信事業の利用目的)</p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付(会員が行う保護預り有価証券の担保貸付に限る。次項において同じ。)等の<u>与信事業</u>を行うに際して、<u>本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報</u>を取得する場合においては、利用目的について本人の同意を得ることとし、<u>契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。</u></p> <p><b>2</b> 協会員は、<u>前項の場合</u>、取引上の優越的な地位を不当に利用し、<u>与信</u>の条件として、<u>与信事業の業務</u>において取</p>	<p>(1) 与信事業の利用目的の「明示」・「同意」を得る方法の具体例</p> <p>例えば、顧客と信用取引を開始する際に、「当社は、信用取引の受託のためにお客様の個人情報を取得する」旨の条項を記載した書面を交付し、次の(2)により同意を得る。</p> <p>この場合、信用取引以外の利用目的について、併せて本人に列挙提示のうえ、同意を得ることとする。</p> <p>(2) 「同意」を得る方法の具体例</p> <p>① ( 現行どおり )</p> <p>② インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示(本人による了</p>	<p>(与信事業の利用目的)</p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付(会員が行う保護預り有価証券の担保貸付に限る。次項において同じ。)を行うに際して<u>個人情報を取得する場合においては、利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、</u>利用目的について本人の同意を得る<u>よう努めなければならない。</u>この場合において、<u>契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。</u></p> <p><b>2</b> 協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、<u>信用取引、発行日取引又は保護預り有価証券の担保貸付の</u></p>	<p>(1) 与信事業の利用目的の「明示」・「同意」を得る方法の具体例</p> <p>例えば、顧客と信用取引を開始する際に、「当社は、信用取引の受託のためにお客様の個人情報を取得する」旨の条項を記載した書面を交付し、次の(2)により同意を得る。</p> <p>この場合、信用取引以外の利用目的について、併せて本人に列挙提示のうえ、同意を得ることが望ましい。</p> <p>(2) 「同意」を得る方法の具体例</p> <p><u>例えば、次のような方法がある。</u></p> <p>① ( 省 略 )</p> <p>② インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示(了解ボタンを</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの發送等に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。</p>	<p>解ボタンの<u>クリック</u>、<u>同意する旨のタッチパネルへのタッチ</u>、<u>ボタンやスイッチ等による入力等</u>)又は同意文言を記載した本人からの電子メールやSMS等の<u>電気通信回線を用いた交信</u>（以下「<u>電子メール等</u>という。）の受信、<u>本人による音声入力等による方法</u></p> <p>③ （ 現行どおり ）</p> <p>(3) （ 現行どおり ）</p> <p>(参照条文等：<u>通則GL2-12</u>、金融分野<u>GL第2条第3項</u>)</p>	<p>条件として、<u>これら業務</u>において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの發送に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。</p>	<p>クリック等)又は同意文言を記載した本人からの電子メールの<u>受領等</u>による方法</p> <p>③ （ 省 略 ）</p> <p>(3) （ 省 略 ）</p> <p>(参照条文：<u>金融分野ガイドライン3条</u>)</p>
<p>（「同意」の形式）</p> <p><b>第5条</b> 協会員は、次条、<u>第14条及び第14条の2</u>に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（<u>電磁的記録を含む</u>。以下同じ。）によることとする。</p> <p>なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合な</p>	<p>(1)～(3) （ 現行どおり ）</p> <p>(参照条文等：<u>通則GL2-12</u>、金融分野<u>GL第3条</u>)</p>	<p>（「同意」の形式）</p> <p><b>第5条</b> 協会員は、次条及び第14条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（<u>電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む</u>。以下同じ。）によることとする。</p> <p>なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意した</p>	<p>(1)～(3) （ 省 略 ）</p> <p>(参照条文：<u>金融分野ガイドライン4条</u>)</p>

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p>どは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p>		<p>ことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p>	
<p>(利用目的による制限)</p> <p><b>第 6 条</b> 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること(電子メールの送信や電話をかけること等)は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。</p> <p><b>2</b> 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、</p>	<p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第16条、通則 GL3-1-3)</p> <p>(2) 「合併その他の事由」(第 2 項)には、合併のほか事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p> <p><u>なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、</u></p>	<p>(利用目的による制限)</p> <p><b>第 6 条</b> 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第 3 条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。</p> <p><b>2</b> 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、</p>	<p>(1) ( 省 略 )</p> <p>(2) 「合併その他の事由」(第 2 項)には、合併のほか事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
当該個人情報を取り扱ってはならない。 また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。	個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。 (3) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-4、番号法第9条、第29条第3項、第32条、番号法金融GL1-(1))	当該個人情報を取り扱ってはならない。 ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。	(3) ( 現行どおり ) (参照条文：番号法9条、29条3項、32条、番号法金融機関ガイドライン1-(1))
3 ( 現行どおり )	(4) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第16条、番号法第9条、番号法金融GL1-(1))	3 ( 省 略 )	(4) ( 省 略 ) (参照条文：番号法9条、番号法金融機関ガイドライン1-(1))
1 ( 現行どおり )	(5) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-5)	1 ( 省 略 )	(5) ( 省 略 )
2 ( 現行どおり )	(6) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-5)	2 ( 省 略 )	(6) ( 省 略 )
3 ( 現行どおり )	(参照条文等：保護法第16条、通則GL3-1-5)	3 ( 省 略 )	
4 ( 現行どおり )	(7) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第16条、金融分	4 ( 省 略 )	(7) ( 省 略 ) (参照条文：保護法16条、金融分野ガ

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	野GL第4条、通則GL3-1-5))		イドライン5条)
<p>(機微(センシティブ)情報の取扱いについて)</p> <p>第7条 協会員は、<u>機微(センシティブ)情報</u>については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p>	<p>(1) 機微(センシティブ)情報に該当しない情報の例</p> <p>例えば、次のようなものは該当しない。</p> <p>① 新聞・テレビや官報等に記載された公知の情報</p> <p>② ( 現行どおり )</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① ( 現行どおり )</p> <p>② 平成17年4月1日以後、犯罪収益移転防止法等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地や免許の条件等(条件等の内容が機微(センシティブ)情報に該当するものに限る。)が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング(保管)するまでの間に、速やかに、当該本籍地や当該免許の条件等を黒塗りすれば、機微(センシテ</p>	<p>(機微(センシティブ)情報について)</p> <p>第7条 協会員は、<u>政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)</u>、<u>労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報</u>(以下「<u>機微(センシティブ)情報</u>」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p>	<p>(1) 機微(センシティブ)情報に該当しない情報の例</p> <p>例えば、次のようなものは該当しない。</p> <p>① 新聞・テレビや官報・<u>新聞</u>等に記載された公知の情報</p> <p>② ( 省 略 )</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① ( 省 略 )</p> <p>② 平成17年4月1日以後、犯罪収益移転防止法等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地や免許の条件等(条件等の内容が機微(センシティブ)情報に該当するものに限る。)が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング(保管)するまでの間に、速やかに、当該本籍地や当該免許の条件等を黒塗りすれば、機微(センシテ</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>ィブ) 情報の「取得」に当たらない。</p> <p>また、運転免許証の裏面、個人番号カードの表面、健康保険被保険証等から、本人確認には必要のない臓器提供の<u>意思等に関する情報(特記欄を含む。)</u>は、<u>機微(センシティブ)情報に該当するか否かを問わず、金融商品取引業において必要な情報ではないため、取得しないよう留意する。</u></p> <p>なお、平成17年4月1日<u>より前</u>に取得した機微(センシティブ)情報については、同日以後は、第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p> <p><u>また、平成29年5月30日より前に取得した要配慮個人情報(同日より前に機微(センシティブ)情報であったものを除く)については、同日以後は、本指針第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</u></p>		<p>ィブ) 情報の「取得」に当たらない。</p> <p>また、運転免許証の裏面、個人番号カードの表面、健康保険被保険証等から、本人確認には必要のない臓器提供の<u>希望の有無の情報</u>は取得しないよう留意する。</p> <p>なお、平成17年4月1日前に取得した機微(センシティブ)情報については、同日以後は、第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
1 ( 現行どおり )	(3) ( 現行どおり )	1 ( 省 略 )	(3) ( 省 略 )
2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合	(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例(第1項第2号) ① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合 ② <u>協会員が顧客の適合性確認を実施したとき等に、判断能力が低下している顧客本人に代わって当該顧客の家族等から認知症等の疾病情報を取得する場合</u> (参考条文等：保護法第17条第2項第2号)	2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合	(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例(第1項第2号) 例えば、暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合
3～5 ( 現行どおり )		3～5 ( 省 略 )	
6 ( 現行どおり )	(5) ( 現行どおり ) (参照条文等：金融分野GL第5条)	6 ( 省 略 )	(5) ( 省 略 ) (参照条文：金融分野ガイドライン6条)
7 ( 現行どおり )		7 ( 省 略 )	
8 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合	<u>「生体認証情報」は、第2条の解説1の2. 個人識別符号(1)の例示を参考とする。</u>	8 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合	( 新 設 )
2 協会員は、機微(センシティブ)情		2 協会員は、機微(センシティブ)情	

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>報を、前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</p> <p><u>3 協会員は、機微（センシティブ）情報を、本条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に</u> <u>従い適切に対応しなければならない。</u></p> <p><u>4 協会員は、機微（センシティブ）情報を第三者に提供するに当たっては、保護法第23条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。</u></p>	<p><u>例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、保護法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得ることに留意する。</u></p> <p><u>要配慮個人情報のオプトアウトによる第三者への提供は保護法で禁じられているため、要配慮個人情報には該当しない機微（センシティブ）情報についても、オプトアウトによる第三者提供を行わないこととする。</u></p>	<p>報を前項に掲げる場合に取得し、利用し、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>	<p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>
<p>（適正な個人情報の取得）</p> <p>第8条（ 現行どおり ）</p>	<p>（1）「不正の手段」により個人情報を取得している事例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① <u>十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情な</u></p>	<p>（適正な個人情報の取得）</p> <p>第8条（ 省 略 ）</p>	<p>（1）「不正の手段」に該当する例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① <u>犯罪行為と同視できるような違法行為（窃取、詐欺、脅迫、盗撮など）</u></p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>どの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合</u></p> <p>② <u>保護法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合</u></p> <p>③ <u>個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合</u></p> <p>④ <u>他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合</u></p> <p>⑤ <u>保護法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合</u></p> <p>⑥ <u>不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合</u></p> <p>( 削 る )</p>		<p>② 保護法第23条に規定する第三者提供制限違反を強要して個人情報を取得する場合</p> <p>③ <u>本人に対して個人情報を収集している事実を隠し、又は目的を偽って個人情報を取得する場合</u></p> <p>④ <u>他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>(2) 「不正の手段」に該当しない例 例えば、名簿作成会社等の第三者か</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>( 削 除 )</p> <p>(2) 個人番号及び基礎年金番号の取得 個人番号及び基礎年金番号は、法令により規定された場合以外には取得してはならないことに留意を要する。 (参照条文等：保護法第17条、<u>通則GL3-2-1</u>、番号法第15条、第19条、第20条、番号法金融GL3-(3)、国民年金法第108条の4)</p>		<p><u>ら個人情報を取得することはできる。ただし、二次的に個人情報を取得する場合において、一次取得者が適正かつ適法な手段により個人情報を取得しているかについて不審を抱く事情があれば、確認しなければならない。</u></p> <p>(3) 「<u>本人の利益の不当な侵害</u>」に該当する例 例えば、<u>情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知ったうえで個人情報を取得してはならない。</u></p> <p>(4) 個人番号及び基礎年金番号の取得 個人番号及び基礎年金番号は法令により規定された場合以外には取得してはならないことに留意を要する。 (参照条文：保護法17条、<u>金融分野ガイドライン7条</u>、番号法15条、19条、20条、番号法金融機関ガイドライン3-(3)、国民年金法108条の4)</p>
2	<p>( 現行どおり )</p> <p>(3)・(4) ( 現行どおり ) (参照条文等：<u>通則GL3-2-1</u>)</p>	2	<p>( 省 略 )</p> <p>(5)・(6) ( 省 略 ) (参照条文：<u>金融分野ガイドライン7</u></p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
			条)
<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、<u>自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホームページ等での公表、本店その他の営業所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。</u></p>	<p>(1) 「通知」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① <u>ちらし等の文書を直接渡すことによる通知 (原則)</u></p> <p>② <u>口頭又は自動応答装置などによる通知</u></p> <p>③ <u>電子メール等、FAXなどにより送信し、又は文書を郵便等で送付することによる通知</u></p> <p>(2) 「公表」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① <u>自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載</u></p> <p>② <u>自社の営業所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布</u></p> <p>( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p>	<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、<u>販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</u></p>	<p>(1) 「通知」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① <u>書面による通知 (原則)</u></p> <p>② <u>電子メールによる通知</u></p> <p>③ <u>電話 (自動音声を含む。)による通知</u></p> <p>(2) 「公表」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① <u>書面等の掲示・備付け</u></p> <p>② <u>パンフレットへの記載・配布</u></p> <p>③ <u>営業所等へのポスター等の掲示</u></p> <p>④ <u>ホームページへの掲載</u></p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、<u>人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(注) 平成17年4月1日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第18条の規定は適用されない。</p> <p><u>(参照条文等：通則GL2-10、2-11)</u></p> <p>(3) 本人から「契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合」の例（第2項）</p> <p>例えば、次のような場合がある。</p> <p>①～③ （ 現行どおり ）</p> <p>④ <u>自社が主催するキャンペーンへの参加希望者が、参加申込みのために自社のホームページの入力画面に入力した個人情報を取得する場合</u></p> <p>(4)～(5) （ 現行どおり ）</p> <p>(6) <u>本人への通知又は公表が必要となる具体例（取得する前に個別通知する場合を除く。）</u></p> <p>① <u>インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）</u></p>	<p>2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、<u>人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(注) 平成 17 年 4 月 1 日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第 18 条の規定は適用されない。</p> <p>(3) 本人から「契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合」の例（第2項）</p> <p>例えば、次のような場合がある。</p> <p>①～③ （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>(4)～(5) （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>② インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）</u></p> <p><u>③ 個人情報の第三者提供を受けた場合</u> (参照条文等：通則GL3-2-3、3-2-4)</p> <p>(7) ( 現行どおり )</p>		
3 ( 現行どおり )	(参照条文等：保護法第18条第3項、 <u>通則GL3-1-2)</u>	3 ( 省 略 )	(6) ( 省 略 )
4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。		4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。	
1 ( 現行どおり )	(8) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第18条第4項、 <u>通則GL3-2-5)</u>	1 ( 省 略 )	(7) ( 省 略 )
2 ( 現行どおり )	(9) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第18条第4項、 <u>通則GL3-2-5)</u>	2 ( 省 略 )	(8) ( 省 略 )
3 ( 現行どおり )	(10) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第18条第4項、 <u>通則GL3-2-5)</u>	3 ( 省 略 )	(9) ( 省 略 )
4 ( 現行どおり )	(11) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第18条第4項、 <u>通則GL3-2-5、金融分野GL第6条)</u>	4 ( 省 略 )	(10) ( 省 略 ) (参照条文：保護法18条、金融分野 ガイドライン8条)

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>(データ内容の正確性の確保等)</p> <p>第 10 条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、<u>個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續きの整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</u></p> <p>なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。</p> <p>また、協会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合</p>	<p>(1)～(2) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第19条、<u>通則GL3-3-1</u>、<u>金融分野GL第7条</u>、<u>番号法第20条</u>、<u>番号法金融GL 3-(3)</u>)</p>	<p>(データ内容の正確性の確保)</p> <p>第 10 条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。<u>このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</u></p>	<p>(1)～(2) ( 省 略 )</p> <p>(参照条文：保護法19条、<u>金融分野ガイドライン9条</u>、<u>番号法20条</u>、<u>番号法金融機関ガイドライン 3-(3)</u>)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。			
<p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び</p>	<p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第 20 条、金融分野 GL 第 8 条、番号法第 33 条)</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に</p>	<p>(1) ( 省 略 )</p> <p>(参照条文：保護法 20 条、金融分野ガイドライン 10 条、番号法 33 条)</p>

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p><u>量を含む</u>) 並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>1～3 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1 組織的安全管理措置</p> <p>イ <u>個人データの管理責任者等(個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者、個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者)の設置</u></p> <p>ロ～へ ( 現行どおり )</p> <p>2～3 ( 現行どおり )</p>	<p>(2) ( 現行どおり )</p> <p>(3) 金融分野 <u>GL</u> において求められる組織的安全管理措置、技術的安全管理措置の一部について、番号法金融 GL</p>	<p>起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>1～3 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1 組織的安全管理措置</p> <p>イ 個人データの管理責任者等の設置</p> <p>ロ～へ ( 省 略 )</p> <p>2～3 ( 省 略 )</p>	<p>(2) ( 省 略 )</p> <p>(3) 金融分野 <u>ガイドライン</u> において求められる組織的安全管理措置、技術的安全管理措置の一部について、番</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>においては「物理的安全管理措置」として整備が求められることに留意する。</p> <p>具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。</p> <p>①～④ （ 現行どおり ）</p> <p><u>(参照条文等:保護法第20条、通則GL3-3-2、金融分野GL第8条)</u></p>		<p>号法金融GLにおいては「物理的安全管理措置」として整備が求められることに留意する。</p> <p>具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。</p> <p>①～④ （ 省 略 ）</p>
<p>(役職員の監督)</p> <p>第12条 （ 現行どおり ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本条における役職員の定義については、本指針第11条第1項第1号参照</u></li> <li>・ <u>役職員に対して必要かつ適切な監督を行っていないものの具体例</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>役職員が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合</u></li> <li>(2) <u>自社の内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体を繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、そ</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>(役職員の監督)</p> <p>第12条 （ 省 略 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職員の定義については、第11条参照</li> </ul> <p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>の行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合</u></p> <p>(参照条文等：保護法第21条、<u>通則GL3-3-3</u>、金融分野GL第9条、番号法第34条)</p>		<p>(参照条文：保護法21条、金融分野<u>ガイドライン11</u>条、番号法34条)</p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第 13 条 ( 現行どおり )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先には外国の委託先も含まれる。</li> <li>個人番号関係事務を委託する場合は、委託者と同等の管理を求めなければならないことに留意を要する。</li> <li>再委託以降の場合も同等の管理を求めるとともに適切に監督することが必要となる。</li> </ul> <p>(参照条文等：保護法第22条、金融分野GL第10条、番号法第11条、番号法金融GL2-(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者の許諾を得る必要があることに留意を要する。</li> </ul> <p>(参照条文等：番号法第10条、番号法金融GL2-(1))</p>	<p>(委託先の監督)</p> <p>第 13 条 ( 省 略 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先には外国の委託先も含まれる。</li> <li>個人番号関係事務を委託する場合は、委託者と同等の管理を求めなければならないことに留意を要する。</li> <li>再委託以降の場合も同等の管理を求めるとともに適切に監督することが必要となる。</li> </ul> <p>(参照条文：保護法22条、金融分野<u>ガイドライン12</u>条、番号法11条、番号法金融機関ガイドライン2-(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者の許諾を得る必要があることに留意を要する。</li> </ul> <p>(参照条文：番号法10条、番号法金融機関ガイドライン2-(1))</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>・ <u>委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない具体例</u></p> <p>① <u>個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者に委託した結果、委託先が個人データを漏えいした場合</u></p> <p>② <u>個人データの取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合</u></p> <p>③ <u>再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合</u></p> <p>④ <u>契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が</u></p>		( 新 設 )

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>個人データを漏えいした場合</u> (参照条文等：保護法第22条、通則 GL3-3-4)</p>		
<p>(第三者提供の制限) 第 14 条 <u>協会員は、個人データの第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第14条の2から第14条の5を除き、以下同じ。)</u>への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、<u>事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)</u>等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、<u>個人情報</u>を第三者に提供することを想定している場合には、<u>利用目的</u>において、その旨を特定しなければならない。</p>	<p>(1) 個人データを提供する場合の留意事項</p> <p>協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。</p> <p>① ( 現行どおり )</p> <p>② オプトアウトによる場合(第2項)</p> <p>※ <u>機微(センシティブ)情報(本指針第2条第1項第7号で規定されているもの)</u>については、<u>オプトアウトが認められていない</u>ことに留意する。</p> <p>③ 委託の場合(第5項第1号)</p> <p>④ 合併等の事業承継の場合(第5項</p>	<p>(第三者提供の制限) 第 14 条 <u>協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)</u>に提供してはならない。</p>	<p>(1) 個人データを提供する場合の留意事項</p> <p>協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。</p> <p>① ( 省 略 )</p> <p>② オプトアウトによる場合(第2項)</p> <p>( 新 設 )</p> <p>③ 委託の場合(第4項第1号)</p> <p>④ 合併等の事業承継の場合(第4項</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。</u></p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)<u>といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これの保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p>	<p>第2号)</p> <p>⑤ 共同利用の場合(第5項第3号) 第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</p> <p>(2) ( 現行どおり ) (参照条文等:番号法第15条、第19条、<u>第29条第3項、番号法金融GL3-(2)</u>)</p> <p>(3) ( 現行どおり ) (参照条文等:保護法第23条、<u>通則GL3-4-1)</u>)</p> <p>(4) 「人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)<u>といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これの保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u>」の具体例(第1項第2号) 例えば、次のようなものが該当す</p>	<p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>	<p>第2号)</p> <p>⑤ 共同利用の場合(第4項第3号) 第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</p> <p>(2) ( 省 略 ) (参照条文:番号法15条、19条、29条3項、番号法金融機関ガイドライン3-(2))</p> <p>(3) ( 省 略 )</p> <p>(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」の具体例(第1項第2号) 例えば、次のようなものが該当する。</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
3 ( 現行どおり )	る。 ①～⑤ ( 現行どおり ) <u>(参照条文等：保護法第23条、通則 GL3-4-1)</u> <u>(参照条文等：保護法第 23 条、通則 GL3-4-1)</u>	3 ( 省 略 )	①～⑤ ( 省 略 )
4 ( 現行どおり )	(5) ( 現行どおり ) <u>(参照条文等：保護法第23条、通則 GL3-4-1)</u>	4 ( 省 略 )	(5) ( 省 略 )
2 協会員は、第三者に提供される個人データ(機微(センシティブ)情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、 <u>個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</u> <u>また、協会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他</u>	(6) 「通知」の方法の具体例(第2項) 例えば、次のような方法がある。 ① <u>書面を直接渡すことによる通知</u> (原則) ② <u>口頭又は自動応答装置などによる通知</u> ③ <u>電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</u> (7)～(8) ( 現行どおり ) <u>(参照条文等：保護法第23条、通則 GL2-10、3-4-2)</u>	2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。	(6) 「通知」の方法の具体例(第2項) 例えば、次のような方法がある。 ① 書面による通知(原則) ② <u>電子メールによる通知</u> ③ <u>電話(自動音声を含む。)による通知</u> (7)～(8) ( 省 略 )

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>なお、機微（センシティブ）情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。</u></p>			
1 ( 現行どおり )	<u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2)</u>	1 ( 省 略 )	
2 ( 現行どおり )	<u>(参照条文等：保護法第 23 条、通則GL3-4-2)</u>	2 ( 省 略 )	
3 ( 現行どおり )	<p>(9) 「第三者への提供の方法」の具体例（第2項第3号）</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① <u>書籍（電子書籍を含む。）として出版</u></p> <p>② <u>インターネットに掲載</u></p> <p>③ <u>プリントアウトして交付</u></p> <p>④ <u>各種通信手段による配信</u></p> <p>⑤ <u>その他外部記録媒体の形式での交付</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-2)</u></p>	3 ( 省 略 )	<p>(9) 「第三者への提供の手段又は方法」の具体例（第2項第3号）</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① <u>刊行物の発行</u></p> <p>② <u>オンライン等による情報提供</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>
4 ( 現行どおり )	<u>(参照条文等：保護法第 23 条、通則GL3-4-2)</u>	4 ( 省 略 )	

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
5 <u>本人の求めを受け付ける方法</u>	(10)「 <u>本人の求めを受け付ける方法</u> 」の 具体例 ① <u>郵送</u> ② <u>メール送信</u> ③ <u>ホームページ上の指定フォーム</u> <u>への入力</u> ④ <u>営業所の窓口での受付</u> ⑤ <u>電話</u> <u>(参照条文等：保護法第23条、通則</u> <u>GL3-4-2)</u>	( 新 設 )	( 新 設 )
3 <u>協会員は、前項第2号、第3号又は</u> <u>第5号に掲げる事項を変更する場合</u> <u>は、変更する内容について、あらかじめ</u> <u>本人に通知し、又は本人が容易に知</u> <u>り得る状態に置くとともに、個人情報</u> <u>保護委員会に届け出なければならない</u> <u>い。</u> <u>なお、協会員は、本項に従い、必要</u> <u>な事項を個人情報保護委員会に届け</u> <u>出たときは、その内容を自らも公表す</u> <u>るものとする。</u>	(11)「 <u>通知</u> 」及び「 <u>本人が容易に知り得</u> <u>る状態</u> 」の方法の具体例（第3項） 上記(6)及び(7)と同様の方法 <u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL2-</u> <u>10、3-4-2)</u>	3 <u>協会員は、前項第2号又は第3号に</u> <u>掲げる事項を変更する場合は、変更す</u> <u>る内容について、あらかじめ本人に通</u> <u>知し、又は本人が容易に知り得る状態</u> <u>に置くものとする。</u>	(10) 「 <u>通知</u> 」及び「 <u>本人が容易に知り</u> <u>得る状態</u> 」の方法の具体例（第3項） 上記(5)及び(6)と同様の方法
4 ( 現行どおり )	<u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-</u> <u>4-3)</u>	4 ( 省 略 )	
1 <u>協会員が、利用目的の達成に必要</u>	(12)「 <u>利用目的の達成に必要な範囲内に</u>	1 <u>協会員が、利用目的の達成に必要</u>	(11) 「 <u>利用目的の達成に必要な範囲内</u>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p>	<p>において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」の具体例（第4項第1号）</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>①～④（現行どおり）</p> <p>（参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3）</p> <p>(13)（現行どおり）</p> <p>（参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3）</p> <p>(14)（現行どおり）</p> <p>(15)「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」の具体例（第4項第2号）</p> <p>合併のほか事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p> <p>なお、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、あ</p>	<p>な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合</p>	<p>において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」の具体例（第4項第1号）</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>①～④（省 略）</p> <p>(12)（省 略）</p> <p>(13)（省 略）</p> <p>(14)「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」の具体例（第4項第2号）</p> <p>合併のほか事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p>
<p>2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用する場合に限る。）</p>	<p>合併のほか事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p> <p>なお、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、あ</p>	<p>2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p>	<p>(14)「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」の具体例（第4項第2号）</p> <p>合併のほか事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>3 <u>特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合</u>であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をい</p>	<p><u>らかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)</u></p> <p>(16) 「共同利用」の具体例（第4項第3号）</p> <p>① <u>グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合</u></p> <p>② <u>親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合</u></p> <p><u>なお、共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う</u></p>	<p>3 <u>個人データを特定の者との間で共同して利用する場合</u>であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」</p>	<p>(15) 「共同利用」の具体例（第4項第3号）</p> <p><u>グループ会社等による共同利用（例えば、総合的なサービスの提供、リスク管理）</u></p> <p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>う。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p>	<p><u>必要はない。</u></p> <p><u>ただし、共同利用については、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第154条第1項第4号に規定する非公開情報の提供の制限に留意すること。以下同じ。</u></p> <p><u>また、既に特定の事業者が取得している個人データをほかの事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同利用しなければならない。</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)</u></p> <p>(17) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例(第4項第3号)</p> <p>上記(6)及び(7)と同様の方法</p> <p><u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2)</u></p> <p>(18) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：番号法第29条3項、番</p>	<p>という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p>	<p>(16) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例(第4項第3号)</p> <p>上記(5)及び(6)と同様の方法</p> <p>(17) ( 省 略 )</p> <p>(参照条文：番号法29条3項、番号法</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>5 協会員が前項第3号の規定により行う通知については、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p>	<p>号法金融GL3-(2))</p> <p>(19) ( 現行どおり )</p> <p>(20) <u>協会員が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、前項の情報のほか、例えば、次に係る事項についてもあらかじめ取り決めておくことが望ましい。</u></p> <p>① <u>共同利用者の要件(グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み)</u></p> <p>② <u>各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先</u></p> <p>③ <u>共同利用する個人データの取扱いに関する事項</u></p> <p>イ <u>個人データの漏えい等防止に関する事項</u></p> <p>ロ <u>目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止</u></p> <p>ハ <u>共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項</u></p> <p>④ <u>共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなか</u></p>	<p>5 協会員が前項第3号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p>	<p><u>金機関ガイドライン3-(2))</u></p> <p>(18) ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
6 ( 現行どおり )	<p><u>った場合の措置</u></p> <p>⑤ <u>共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項</u></p> <p>⑥ <u>共同利用を終了する際の手続</u> (参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)</p> <p>(21) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第6項） 上記(6)及び(7)と同様の方法 (参照条文等：保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2、金融分野GL11条、第4条)</p> <p>(22) 「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則認められていないが、例えば次に掲げる場合には、変更したうえで、共同利用ができる。</p> <p>① <u>共同利用を行う個人データの項目や事業者の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合</u></p> <p>② <u>共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目に変更がない場</u></p>	6 ( 省 略 )	<p>(19) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第6項） 上記(5)及び(6)と同様の方法 (参照条文：保護法23条、金融分野ガイドライン13条、5条) ( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>合</p> <p>③ <u>共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合</u>  <u>ただし、共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提であることに留意する。</u>  <u>(参照条文等：保護法第23条、通則GL3-4-3)</u></p>		
<p><u>(外国にある第三者への提供の制限)</u></p> <p><u>第14条の2 協会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この条におい</u></p>	<p><u>個人データの第三者への提供に関しては、保護法第24条により「外国」から除かれる場合、又は(2)若しくは(3)により「第三者」に該当しない場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はないが、そうでない場合には、当該同意が必要となる。</u></p> <p><u>外国にある第三者への提供となる場合は、保護法第23条第1項各号に該当しない限り、外国にある第三者への提供についての本人の同意が必要となることに注意のこと。すなわち、委託、事業承継又は共同利用（保護法第23条第5項各</u></p>	<p>( 新 設 )</p>	<p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>て同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合において、同条の規定は適用しない。</p>	<p>号に掲げる場合)であっても、国内にある第三者への提供と異なり、本人の同意が必要となる。</p> <p>(1) 「外国」から除かれる「国」について</p> <p>現時点において、保護法第24条に基づき、個人情報保護委員会規則で定めている国はない。</p> <p>(平成29年3月21日現在)</p> <p>(2) 「第三者」の考え方について</p> <p>一般に、「第三者」とは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と当該個人データによって識別される本人以外の者のことである。</p> <p>【具体例】</p> <p>① 個人データを提供する者及び提供を受ける者双方が法人の場合、両者の法人格が同一であれば、「第三者」に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本企業が、外国の法人格を取得している当該企業の現地子会社に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当す</li> </ul>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>外資系企業の日本法人が外国にある親会社に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当する。</u></li> <li>・ <u>日本企業が、当該企業の現地の営業所、支店など同一法人格内で個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当しない。</u></li> </ul> <p>② <u>個人データの提供先が外国法人であっても、当該外国法人が日本国内に営業所を設置している場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、「外国にある第三者」に該当しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当しない。</u></li> </ul> <p>(3) <u>「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして定められる基準に適合する体制を整備してい</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>る者」として、「第三者」から除かれる者について</u></p> <p><u>個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者については、本条に定める本人の同意は不要となる。</u></p> <p><u>以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備している者と認められる。</u></p> <p>① <u>協会員と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</u></p> <p><u>【「保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」のために備えるべき内容】</u></p> <p><u>保護法第15条から第35条（ただし、保護法第17条第2項、第25条、</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>第26条、第34条は除く。)</p> <p><u>【上記内容を備えている「国際的な枠組み」の具体例（参考）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>OECDプライバシーガイドライン</u></li> <li>・ <u>APECプライバシーフレームワーク</u></li> </ul> <p><u>【「適切かつ合理的な方法」について】</u></p> <p><u>「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、わが国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、次の事例が該当する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合には、提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等</u></li> <li>・ <u>同一の企業グループ内で個人データを移転する場合には、提供</u></li> </ul>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>元及び提供先に適用される内規、プライバシーポリシー等</u></p> <p>② <u>個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること</u></p> <p><u>【「国際的な枠組み」に基づく認証制度の具体例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>A P E C越境プライバシールール（C B P R）システム</u></li> </ul> <p><u>なお、提供元の協会員がC B P Rの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該協会員に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該協会員がC B P Rの取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。</u></p> <p><u>（参照条文等：保護法第24条、施行規則第11条、通則GL3-4-4、外国GL）</u></p>		
<p><u>（第三者提供に係る記録の作成等）</u></p> <p><u>第 14 条の 3 協会員は、第三者（保護法第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除</u></p>	<p><u>(1) この条において「第三者」からは、次に該当する者は除かれる。</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>	<p>（ 新 設 ）</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>く。本条から第14条の5まで同じ。)に 個人データを提供した場合には、個人 データを提供した年月日、当該第三者 の氏名又は名称その他の施行規則で 定める事項に関する記録を作成しな ければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供 においては、次の第1号から第7号に 該当する場合、記録の作成を要しない ものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供に おいては、次の第1号から第4号に該 当する場合、また、当該第三者が施行 規則で定める基準を満たしているも のであって、保護法第23条第5項各号 に掲げる場合、記録の作成を要しない ものとする。</p> <p>1 法令に基づく場合</p> <p>2 人(法人を含む。)の生命、身体又 は財産の保護のために必要がある 場合であって、本人の同意を得るこ とが困難であるとき</p> <p>3 公衆衛生の向上又は児童の健全 な育成の推進のために特に必要が</p>	<p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人等</p> <p>④ 地方独立行政法人</p> <p>(2) 保護法第23条第2項の規定によ り、オプトアウトによって、第三者に 個人データを提供した場合には、次の 項目についての記録を作成すること。</p> <p>① 当該個人データを提供した年月 日</p> <p>② 当該第三者の氏名又は名称その 他の当該第三者を特定するに足り る事項(不特定かつ多数の者に対し て提供したときは、その旨)</p> <p>③ 当該個人データによって識別さ れる本人の氏名その他の当該本人 を特定するに足りる事項</p> <p>④ 当該個人データの項目</p> <p>(3) 保護法第23条第1項又は第24条の 規定により、第三者に個人データを提 供した場合には、次の項目についての 記録を作成すること(都度本人の同意 を得る場合 ※第三者が国内にあっ ても外国にあっても同じ。)</p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>ある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p> <p>4 <u>国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></p> <p>5 <u>協会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</u></p> <p>6 <u>合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</u></p> <p>7 <u>特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任</u></p>	<p>① <u>保護法第23条第1項又は第24条の本人の同意を得ている旨</u></p> <p>② <u>当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）</u></p> <p>③ <u>当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</u></p> <p>④ <u>当該個人データの項目</u></p> <p>(4) <u>第三者に個人データを提供した場合には文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</u></p> <p>(5) <u>実質的に「提供者」による提供ではないものには記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</u></p> <p>① <u>本人による提供</u> <u>SNS等により投稿者本人が入力した内容</u></p> <p>② <u>本人に代わって提供</u> <u>イ 顧客から電話で取引内容の照会を受けたため、担当者の氏名、連絡先等を案内する場合</u> <u>ロ 親子兄弟会社間での協働事業</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</u></p>	<p><u>における顧客紹介の場合で、当該顧客から口座開設や注文発注などの申込み事実があり、かつ、当該申込に際して当該顧客から親子兄弟会社間で授受される情報の内容、提供先等を認識し、当該提供を具体的に特定できていると考えられる場合</u></p> <p>ハ <u>顧客から知人の紹介として個人データの提供を受ける場合</u></p> <p>(6) <u>実質的に「受領者」に対する提供ではないものには記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</u></p> <p>① <u>本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合</u></p> <p><u>例えば、金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況を説明する場合をいう。</u></p> <p>② <u>提供者が、最終的に本人提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>(7) 「提供」行為の考え方について</p> <p><u>不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。</u></p> <p><u>例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報等が該当する。ただし、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報等を除く。</u></p> <p><u>また、個人データを公開に供する行為は、提供者として記録の作成が必要となる。</u></p> <p>※ <u>いわゆる公開情報であっても、「個人情報」に該当するため、確認・記録義務以外の規定は適用されることに留意すること。</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第23条、確認記</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	録GL2、3)		
<p><u>(第三者提供を受ける際の確認等)</u></p> <p><u>第14条の4</u> 協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるもの)にあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>1 法令に基づく場合</p> <p>2 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要が</p>	<p>(1) この条における「第三者」の考え方は第14条の3の考え方に同じ。</p> <p>(2) 「当該第三者による個人データの取得の経緯」の考え方について</p> <p>提供を受けようとする個人データが適法に入手されたものではないと疑われる場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する趣旨で、取得の経緯に係る確認が求められており、例えば、次に掲げる内容の確認をいう。</p> <p>① 取得先の別</p> <p>(顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、いわゆる公開情報等)</p> <p>② 取得行為の態様</p> <p>(本人から直接取得したか、有償で取得したか、いわゆる公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したものか等)</p>	(新 設)	(新 設)

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>ある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p> <p>4 <u>国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></p> <p>5 <u>協会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</u></p> <p>6 <u>合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</u></p> <p>7 <u>特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任</u></p>	<p><u>なお、親子兄弟会社間において顧客より受け入れた「情報共有同意書」は、取得の経緯が通常分かるものであることから利用することは可能である。</u></p> <p>(3) <u>第三者から個人データの提供を受けた場合は、次の項目についての記録を作成すること。</u></p> <p>① <u>個人情報取扱事業者からオプトアウトにより第三者提供を受けた場合</u></p> <p>イ <u>当該個人データの提供を受けた年月日</u></p> <p>ロ <u>当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人の氏名</u></p> <p>ハ <u>当該第三者による当該個人データの取得の経緯</u></p> <p>ニ <u>当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人特定するに足りる事項</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</u></p>	<p>ホ <u>当該個人データの項目</u></p> <p>ヘ <u>個人情報保護委員会により公表されている旨</u></p> <p>② <u>個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により第三者提供を受けた場合</u></p> <p>イ <u>保護法第23条第1項又は第24条の本人の同意を得ている旨</u></p> <p>ロ <u>当該第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</u></p> <p>ハ <u>当該第三者による当該個人データの取得の経緯</u></p> <p>ニ <u>当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</u></p> <p>ホ <u>当該個人データの項目</u></p> <p>③ <u>私人などから第三者提供を受けた場合</u></p> <p>イ <u>当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>の代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの</u> <u>にあつては、その代表者又は管理人）の氏名</u></p> <p>ロ <u>当該第三者による当該個人データの取得の経緯</u></p> <p>ハ <u>当該個人データによって識別される本人の氏名等その他の当該本人を特定するに足りる事項</u></p> <p>ニ <u>当該個人データの項目</u></p> <p>※ <u>なお、個人データ提供者が個人情報取扱事業者である場合は、当該事業者の社内規則や顧客向け約款等で適正に個人情報を取得することが規定されていることが確認できれば、個別の取得経緯まで確認することは求められない。</u></p> <p>(4) <u>第三者から個人データの提供を受けるに際し確認した上記(3)の内容について、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</u></p> <p>(5) <u>実質的に「提供者」による提供ではないものには確認・記録義務は適用さ</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>れない。次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 本人による提供</p> <p><u>SNS等により投稿者本人が入力した内容</u></p> <p>② 本人に代わって提供</p> <p>イ <u>顧客から電話で取引内容の照会を受けたため、担当者の氏名、連絡先等を案内する場合</u></p> <p>ロ <u>親子兄弟会社間での協働事業における顧客紹介の場合で、当該顧客から口座開設や注文発注などの申込み事実があり、かつ、当該申込に際して当該顧客から親子兄弟会社間で授受される情報の内容、提供先等を認識し、当該提供を具体的に特定できていると考えられる場合</u></p> <p>ハ <u>顧客から知人の紹介として個人データの提供を受ける場合</u></p> <p>(6) <u>実質的に「受領者」に対する提供ではないものとは、次に掲げる場合をいう。</u></p> <p>① <u>本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>提供する場合</u></p> <p>例えば、金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況を説明する場合をいう。</p> <p>② <u>提供者が、最終的に本人提供することを意図した上で、受領者を介して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合</u></p> <p>(7) <u>「提供を受ける」行為の考え方について</u></p> <p><u>確認・記録義務は、受領者にとって「第三者から個人データの提供を受ける」行為がある場合に適用されるため、単に閲覧する行為については、「提供を受ける」行為があるとは言えず、確認・記録義務は適用されない。</u></p> <p><u>なお、提供者たる個人情報取扱事業者が、個人データを第三者が利用可能な状態に置く行為は、提供行為に該当する。</u></p> <p><u>また、口頭、FAX、電子メール等、電話などで、受領者の意思と関係な</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>く、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、<u>確認・記録義務は適用されない。</u></p> <p>(8) <u>受領者に確認・記録義務が適用されない場合の考え方について</u></p> <p><u>提供者にとって個人データに該当する場合であっても、受領者にとって、「個人データ」又は、そもそも「個人情報」に該当しない情報を受領した場合、確認・記録義務は適用されない。</u></p> <p><u>例えば、次に掲げる場合が該当する。</u></p> <p>① <u>提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供を受けた場合</u></p> <p>② <u>提供者で管理しているID番号のみが付されたデータの提供を受けた場合</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第25条、確認記録GL 2、4)</u></p>		
<p><u>(第三者提供時の記録に係る保存期間)</u></p> <p><u>第 14 条の 5 第14条の 3 及び第14条の 4 に従い作成した記録については、</u></p>	<p>(1) <u>個人データの第三者提供があった場合には、次に掲げる場合に従い、作</u></p>	<p>( 新 設 )</p>	<p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。</u></p>	<p>成した記録を保存すること。</p> <p>① <u>施行規則第12条第3項に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データの提供があった日から起算して1年を経過する日まで</u></p> <p>② <u>施行規則第12条第2項又は第16条第2項に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データの提供があった日から起算して3年を経過する日まで</u></p> <p>※ <u>なお、複数人の個人データの提供がある場合、個人ごとではなく一括して作成することもできる。この場合、保存期間は各個人ごとに計算する。</u></p> <p>③ <u>①②以外の場合は、3年</u></p> <p>(2) <u>個人データの提供にあたり、伝送日時、伝送先等のログを、本項における記録の一部として利用することは可能である。</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第25条、第26条)</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第15条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を<u>明らかに</u>しなければならない。</p>	<p>(1) <u>保有個人データに関する事項を</u> 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」に置く際の具体例(第1項) 本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、協会員は、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①～④ ( 現行どおり )</p> <p>⑤ 本人の求めに応じた口頭、電話、電子メール等での回答</p> <p><u>なお、対象となる本人に対して必要な事項が知らされればよいものであり、利用する媒体すべてによる同時の変更を要するものではない。</u></p> <p>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)</p>	<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第15条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を<u>記載</u>しなければならない。</p>	<p>(1) 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」の具体例(第1項) 本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、協会員は、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①～④ ( 省 略 )</p> <p>⑤ 本人の求めに応じた口頭、電話、電子メールでの回答</p>
<p>1 ( 現行どおり )</p>	<p>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)</p>	<p>1 ( 省 略 )</p>	
<p>2 <u>全ての</u>保有個人データの利用目的(ただし、第9条第4項第1号か</p>	<p>・ <u>利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにするこ</u></p>	<p>2 <u>すべての</u>保有個人データの利用目的(ただし、第9条第4項第1号</p>	<p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>ら第3号に該当する場合を除く。)</p> <p>3 次項の規定による求め又は次条第1項、第17条第1項若しくは第18条第1項若しくは第2項の規定による請求に応じる手続(第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p>5 ( 現行どおり )</p> <p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p>	<p>と。</p> <p><u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第27条、通則GL3-5-1)</u></p> <p>(2) 「通知」の方法の具体例(第2項及び第3項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>( 削 る )</p>	<p>から第3号に該当する場合を除く。)</p> <p>3 次項、次条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続(第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p>5 ( 省 略 )</p> <p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p>	<p>(2) 「通知」の方法の具体例(第2項及び第3項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面による通知</p> <p>② 口頭による通知</p> <p>③ 電子メールによる通知</p> <p>④ <u>電話(自動音声を含む。)</u>による通知</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>1・2 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p>	<p>(参照条文等：保護法第27条、施行令第8条、<u>通則ガイドライン3-5-1</u>、金融分野GL第12条)</p> <p>(参照条文等：保護法第27条、<u>通則GL3-5-1</u>)</p>	<p>1・2 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p>	<p>(参照条文：保護法24条、施行令5条、金融分野<u>ガイドライン14条</u>)</p>
<p>(開 示)</p> <p><b>第16条</b> 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>(1) 「開示の請求を行った者が同意した方法」の具体例(第1項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 電子メール等による方法</p> <p>② ( 現行どおり )</p> <p>(2) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第28条、<u>通則GL3-5-2</u>)</p> <p>(3)・(4) ( 現行どおり )</p> <p>(参照条文等：保護法第28条、<u>通則</u>)</p>	<p>(開 示)</p> <p><b>第16条</b> 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p>	<p>(1) 「開示の求めを行った者が同意した方法」の具体例(第1項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 電子メールによる方法</p> <p>② ( 省 略 )</p> <p>(2) ( 省 略 )</p> <p>(3)・(4) ( 省 略 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
3 ( 現行どおり )	<p><u>GL3-5-2)</u></p> <p>(5) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例えば、<u>刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する。(第1項第3号)</u></p> <p>また、他の法令の規定により、<u>保護法第28条第2項及び施行令第9条に定める方法に相当する方法(書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法))により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用される。</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第28条、通則</u></p> <p><u>GL3-5-2)</u></p>	3 ( 省 略 )	<p>(5) 「他の法令に違反することとなる場合」<u>に該当する例(第1項第3号)</u></p> <p><u>例えば、犯罪収益移転防止法第8条第1項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが、同条第2項の規定に違反する場合</u></p>
2 協会員は、前項の規定による <u>請求に係る保有個人データの全部又は一部</u> について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、	<p>(6) 「通知」及び「説明」の方法の具体例(第2項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによ</p>	2 協会員は、前項の規定に基づき、 <u>求められた保有個人データの全部又は一部</u> について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ま	<p>(6) 「通知」及び「説明」の方法の具体例(第2項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面による通知</p> <p>② 口頭による通知</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。	<p>る通知</p> <p>③ <u>電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</u></p> <p>( 削 る )</p> <p>(参照条文等：保護法第28条、施行令第9条、<u>通則GL3-5-2</u>、金融分野GL13条)</p>	た、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明する <u>よう努めるものとする。</u>	<p>③ 電子メールによる通知</p> <p>④ <u>電話(自動音声を含む。)による通知</u></p> <p>(参照条文：保護法 <u>25</u> 条、施行令 <u>6</u> 条、金融分野<u>ガイドライン</u> 15 条)</p>
<p>(訂正等)</p> <p><b>第 17 条</b> 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、<u>事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</u></p> <p><b>2</b> 協会員は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部</p>	<p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(2) <u>利用目的からみて訂正等が必要でない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知する必要があることに留意すること。</u></p> <p>(参照条文等：保護法第29条、<u>通則GL3-5-3</u>)</p> <p>(2) 「通知」及び「説明」の方法の具体例(第2項)</p>	<p>(訂正等)</p> <p><b>第 17 条</b> 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの<u>内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</u></p> <p><b>2</b> 協会員は、前項の<u>規定に基づき求められた</u>保有個人データの内容の全部</p>	<p>(1) ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>(2) 「通知」及び「説明」の方法の具体例(第2項)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。</p>	<p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>( 削 除 )</p> <p>(参照条文等：保護法第29条、金融分野GL第14条)</p>	<p>若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p>	<p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面による通知</p> <p>② 口頭による通知</p> <p>③ 電子メールによる通知</p> <p>④ 電話（自動音声を含む。）による通知</p> <p>(参照条文：保護法 26 条、金融分野ガイドライン 16 条)</p>
<p>(利用停止等)</p> <p>第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第 8 条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人</p>	<p>(1) 保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより、義務を果たしたことになり、必ずしも求められた措置をそのまま実施する必要はない。</p> <p>なお、手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。</p> <p>(2) 手続違反である旨の指摘が正しく</p>	<p>(利用停止等)</p> <p>第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第 8 条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個</p>	<p>( 新 設 )</p>

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p>データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p><u>ない場合は、第三者提供を停止する必要はない。</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第 30 条、通則 GL3-5-4)</u></p> <p><u>(参照条文等：保護法第 30 条、通則 GL3-5-4)</u></p>	<p>人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>い。</p> <p>3 協会員は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p>	<p>○ 「通知」の方法の具体例（第3項） 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知 ( 削 る )</p> <p>(参照条文等：保護法第30条、通則GL3-5-4)</p>	<p>3 協会員は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p>	<p>○ 「通知」の方法の具体例（第3項） 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面による通知</p> <p>② 口頭による通知</p> <p>③ 電子メールによる通知</p> <p>④ 電話(自動音声を含む。)による通知 (参照条文：保護法27条、金融分野ガイドライン17条)</p>
<p>(理由の説明)</p> <p>第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項、第17条第2項及び前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合におい</p>	<p>○ 「通知」及び「説明」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより</p>	<p>(理由の説明)</p> <p>第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項、第17条第2項及び前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置を</p>	<p>○ 「通知」及び「説明」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面による通知</p> <p>② 口頭による通知</p> <p>③ 電子メールによる通知</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>て、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</u></p>	<p><u>送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</u> ( 削 る )</p> <p>(参照条文等：保護法第31条、通則GL3-5-5、金融分野GL第14条)</p>	<p>とらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を<u>示し、その理由を説明するよう努めなければならない。</u></p>	<p>④ <u>電話（自動音声を含む。）による通知</u> (参照条文：保護法28条、金融分野ガイドライン18条)</p>
<p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p><b>第 20 条</b> 協会員は、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項若しくは第2項の規定による<u>請求</u>(以下「開示等の請求等」という。)に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や<u>営業所の窓口等</u>での<u>掲示・備付け等を行うこととする。</u></p> <p>1 開示等の<u>請求等</u>の申出先</p>	<p>○ <u>協会員は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておくこと。</u></p> <p>○ <u>協会員は、円滑に開示等の手続きが行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項（例えば、住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。</u> (参照条文等：保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野GL第15条)</p> <p>(1) 「開示等の<u>請求等</u>の申出先」の具体例（第1項第1号） 例えば、支店・営業所や事務センタ</p>	<p>(開示等の<u>求め</u>に応じる手続)</p> <p><b>第 20 条</b> 協会員は、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項若しくは第2項の規定による<u>求め</u>(以下「開示等の求め」という。)に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や<u>事務所の窓口等</u>での<u>掲示・備付けを行うよう努めることとする。</u></p> <p>1 開示等の<u>求め</u>の申出先</p>	<p>( 新 設 )</p> <p>(1) 「開示等の<u>求め</u>の申出先」の具体例（第1項第1号） 例えば、支店・営業所や事務センタ</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>一等の部署名・住所・電話番号・電子メールアドレス等</p> <p><u>(参照条文等：保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野GL第15条)</u></p>		<p>一等の部署名・住所・電話番号・電子メールアドレス等</p>
<p>2 開示等の<u>請求等</u>に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の<u>請求等の受付方法</u></p>	<p>(2) 「開示等の<u>請求等</u>に際して提出すべき書面」(第1項第2号)</p> <p>協会員は、本人が開示等の<u>請求等</u>に際し提出すべき書面を定めておくことが望ましい。</p> <p>①・② ( 現行どおり )</p> <p>(3) 「その他の開示等の<u>請求等の方式</u>」の具体例(第1項第2号)</p> <p>例えば、来店、郵送、電子的手段等の複数の手段が考えられる。</p> <p>(注) 開示等の<u>請求等の方法</u>を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」可能性もあるので、代替手段を用意することが望ましい。</p> <p><u>(参照条文等：保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野GL第15条)</u></p>	<p>2 開示等の<u>求め</u>に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の<u>求めの方式</u></p>	<p>(2) 「開示等の<u>求め</u>に際して提出すべき書面」(第1項第2号)</p> <p>協会員は、本人が開示等の<u>求め</u>に際し提出すべき書面を定めておくことが望ましい。</p> <p>①・② ( 省 略 )</p> <p>(3) 「その他の開示等の<u>求めの方式</u>」の具体例(第1項第2号)</p> <p>例えば、来店、郵送、電子的手段等の複数の手段が考えられる。</p> <p>(注) 開示等の<u>求めの方法</u>を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」可能性もあるので、代替手段を用意することが望ましい。</p>
<p>3 開示等の<u>請求等</u>をする者が本人又は代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が</p>	<p>(4) 「本人確認方法」の具体例(第1項第3号)</p> <p>犯罪収益移転防止法の規定に基づ</p>	<p>3 開示等の<u>求め</u>をする者の本人確認方法</p>	<p>(4) 「本人確認方法」の具体例(第1項第3号)</p> <p>犯罪収益移転防止法の規定に基づ</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）であることの確認方法</u></p> <p>4 <u>保護法第 33 条第 1 項</u>の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）</p> <p>5 <u>開示等の請求等の対象となる保有個人データの特定に必要な事項</u></p>	<p>く確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。</p> <p><u>なお、ここでいう「代理人」は各協会員が社内規則等で規定する取引代理人ではなく、施行令第11条で規定する代理人に限られることに注意すること。</u></p> <p><u>（参照条文等：保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野GL第15条）</u></p> <p><u>（参照条文等：保護法第 32 条、通則GL3-5-6、金融分野 GL 第 15 条）</u></p> <p>(5) 「保有個人データの特定に必要な事項」の具体例（第1項第5号）</p> <p>例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。</p> <p><u>なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮することに留意する。</u></p> <p><u>（参照条文等：保護法第32条、通則</u></p>	<p>く確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。</p> <p>4 <u>次条</u>の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）</p> <p>5 <u>開示等の求め</u>の対象となる保有個人データの特定に必要な事項</p>	<p>く確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。</p> <p>(5) 「保有個人データの特定に必要な事項」の具体例（第1項第5号）</p> <p>例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>6 開示等の<u>請求等</u>に対する回答方法等</p> <p>2 協会員は、代理人が開示等の<u>請求等</u>を行う場合の手続として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の<u>請求等</u>に対して、本人に<u>のみ</u>直接開示等することは妨げない。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 協会員は、前2項の規定に基づき開示等の<u>請求等</u>に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課</p>	<p><u>GL3-5-6、金融分野GL第15条</u>)</p> <p>(6) 「開示等の<u>請求等</u>に応じる回答方法」の具体例(第1項第6号) 例えば、次のような方法がある。 ①・② ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第32条、<u>通則GL3-5-6、金融分野GL第15条</u>)</p> <p>(7) ( 現行どおり )</p> <p>(8) ( 現行どおり ) (参照条文等：保護法第32条、施行令第10条、<u>通則GL3-5-6、金融分野GL第15条</u>)</p>	<p>6 開示等の<u>求め</u>に対する回答方法等</p> <p>2 協会員は、代理人(<u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。</u>)が開示等の<u>求め</u>を行う場合の手続として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の<u>求め</u>に対して、本人に直接開示等することは妨げない。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 協会員は、前2項の規定に基づき開示等の<u>求め</u>に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課す</p>	<p>(6) 「開示等の<u>求め</u>に応じる回答方法」の具体例(第1項第6号) 例えば、次のような方法がある。 ①・② ( 省 略 )</p> <p>(7) ( 省 略 )</p> <p>(8) ( 省 略 ) (参照条文：保護法29条、施行令7条、<u>金融分野ガイドライン19条</u>)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
するものとならないよう配慮しなければならない。		るものとならないよう配慮しなければならない。	
<p>(手 数 料)</p> <p><b>第 21 条</b> 協会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第16条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p><b>2</b> 協会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p>	<p><u>実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるにあたり、協会員は、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努めることとする。</u></p> <p>(参照条文等：保護法第33条、<u>通則 GL3-5-7</u>)</p>	<p>(手 数 料)</p> <p><b>第 21 条</b> 協会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知又は第16条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p><b>2</b> 協会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。<u>この場合において、協会員は、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努めることとする。</u></p>	<p>( 新 設 )</p> <p>(参照条文：保護法30条、<u>金融分野ガイドライン20条</u>)</p>
<p>(協会員による苦情の処理)</p> <p><b>第 22 条</b> 協会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	<p>(参照条文等：保護法第 35 条、<u>通則 GL3-6、金融分野 GL 第 16 条</u>)</p>	<p>(協会員における苦情の処理)</p> <p><b>第 22 条</b> 協会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的期間</p>	<p>(参照条文：保護法 31 条、<u>金融分野ガイドライン 21 条</u>)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>2 協会員は、苦情受付窓口の設置や苦情処理手順の策定、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修等により、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>		<p>内に、適切かつ迅速に処理するよう努めることとする。</p> <p>2 協会員は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	
<p>(個人情報等の漏えい事案等への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい事案（以下「個人情報等の漏えい事案等」という。）の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 8 項に定</p>	<p>(1)・(2) ( 現行どおり )</p> <p>(3) 特定個人情報の漏えい事案等の発生に際しては、個人情報保護委員会及び金融庁が定める特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応に従って報告等する必要がある。</p> <p>(参照条文等：基本方針、金融分野GL第 17条、匿名加工GL)</p>	<p>(漏えい事案等への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</p>	<p>(1)・(2) ( 省 略 )</p> <p>(3) 特定個人情報の漏えい事案等の発生に際しては、個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び金融庁の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応に従って対応する必要がある。</p> <p>(参照条文：基本方針、金融分野ガイドライン 22 条)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p><u>める</u>特定個人情報<u>が</u>漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</p> <p>2 協会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、<u>当該</u>事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p>3 協会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに<u>当該</u>事案等の事実関係等の通知等を行うこととする。</p>		<p>2 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、<u>漏えい</u>事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p>3 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに<u>漏えい</u>事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p>	
<p>(個人情報保護宣言の策定)</p> <p>第 24 条 協会員は、個人情報に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、<u>協会員</u>の個人情報保護に関する考え及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表す</p>	<p>(1) 公表のタイトル、形態、内容、構成等は、各協会員の判断で対応することが可能である。</p> <p>(2) 公表方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① <u>営業所</u>の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け</p> <p>②・③ ( 現行どおり )</p>	<p>(個人情報保護宣言の策定)</p> <p>第 24 条 協会員は、個人情報に対する取組<u>み</u>方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、<u>事業者</u>の個人情報保護に関する考え及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表</p>	<p>(1) 公表のタイトル、形態、内容、構成等は、各協会員の判断で対応することが可能である。</p> <p>(2) 公表方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① <u>事務所</u>の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け</p> <p>②・③ ( 省 略 )</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>ることとする。</p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>1・2 ( 現行どおり )</p> <p>3 保護法第27条における開示等の 手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p>	<p>(参照条文等:保護法第18条、第27条、基本方針、金融分野GL第18条)</p> <p>(1)「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること」の具体例</p> <p>例えば、委託する事務が多数あるため全てを列挙することが困難な場合、委託する事務を例示することにより委託処理の透明化に資すると考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <p>・お客様にお送りするための書面の印</p>	<p>するものとする。</p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>1・2 ( 省 略 )</p> <p>3 保護法24条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p>	<p>(参照条文:保護法18条、24条、基本方針、金融分野ガイドライン23条)</p> <p>(1)「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること」の具体例</p> <p>例えば、委託する事務が多数あるため全てを列挙することが困難な場合、委託する事務の例示を示すことも委託処理の透明化に資すると考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <p>・お客様にお送りするための書面の印</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>刷もしくは発送業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務</li> <li>・情報システムの運用・保守に関する業務</li> </ul> <p>(2)「個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること」の具体例</p> <p>例えば、個人情報の取得元<u>又はその取得方法が多数になる場合は、それを例示することにより</u>、本人の権利利益保護に資するものと考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報</li> <li>・会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報</li> <li>・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報(※通話録音を行っている場合は、その旨を合</li> </ul>		<p>刷もしくは発送業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務</li> <li>・情報システムの運用・保守に関する業務</li> </ul> <p>(2)「個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること」の具体例</p> <p>例えば、個人情報の取得元<u>またはその取得方法が多数になる場合は、その例示を示すことでも</u>、本人の権利利益保護に資するものと考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報</li> <li>・会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報</li> <li>・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報(※通話録音を行っている場合は、その旨を合</li> </ul>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	わせて記載することが考えられる)		わせて記載することが考えられる)
<p>(本協会への報告等)</p> <p>第 25 条 本協会は、<u>協会員に対し、当該協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求め</u>ることができる。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 <u>協会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成29年 5 月30日から施行する。</p>	<p>(参照条文等：保護法第 53 条)</p>	<p>(本協会への報告)</p> <p>第 25 条 本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>	

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

平成 29 年 3 月 21 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第 47 条第 1 項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第 37 条第 1 項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。</p>